

どう考える？

## 編入・併合強行は 平和秩序への攻撃

### ロシアのクリミア編入

ウクライナの一部を構成しているクリミア自治共和国は住民投票を行い、クリミアの独立とロシアへの併合が多数になりました。ウクライナ中央政府との話し合いを抜きにした一方的な分離・独立は、明らかにウクライナ憲法違反です。そして、ロシアのプーチン大統領は3月18日、ウクライナの領土であるクリミア自治共和国とセバストポリ特別市をロシアへ編入する方針を明らかにします。

ロシアは2月末のウクライナでの政変以来、クリミアとセバストポリでロシア軍を一方的に展開します。軍事的圧力の下での両地域の「独立」承認とロシアへの併合は、国連加盟国の主権、独立、領土保全を尊重するという国連憲章、国際法の原則に反した侵略行為そのものであり、断じて許されないことです。

旧ソ連からウクライナが独立する際の協定では、「ウクライナの独立、主権、国境の尊重、内部不干渉」が明記されています。この国際的制約を投げ捨てることは国際的に批判されるでしょう。しかも、これらの出来事が2月末のウクライナでの政変以来、ロシア軍はクリミアとセバストポリで一方的に展開し、軍事的圧力の下で行われたことは重大です。

**この問題の解決に、どんなことがあっても軍事力の行使を許さない国際的な世論を高める必要があります。**

緑色：ウクライナ共和国



○がクリミア半島



クリミア半島といえば、クリミアの天使と呼ばれた**フローレンス・ナイチンゲール**。

クリミア戦争(1853-1856.ロシア対仏・英・オスマントルコの戦争)に従軍し、戦争での傷病兵士の治療を献身的に行なった。専門職としての看護教育の必要性を訴え、看護に理論と科学を持ち込み、看護師の地位を向上させた。兵舎病院の衛生管理を徹底して死亡率を減らし、感染制御の母と呼ばれている

看護婦として戦傷兵を見舞うナイチンゲール



# 憲法は国民が国を縛るもの 知ったからには行動しよう!

第41回全日本民医連定期総会記念講演 今、憲法を学ぶ～憲法のいきづく国にするために～

いとう まこと  
伊藤 真さん 弁護士

伊藤塾塾長 の講演より抜粋紹介します

憲法の根本は「一人一人の命を大切にすること」です。生存権、健康権を定めた二五条、一三条の幸福追求権、「戦争をしない国にする」と決めた九条。これらは、「かけがえのない命をもっと大切にすること」がテーマです。

にも強い国、現代版富国強兵を行おうと言うのです。強くなるのは国と大企業です。思い浮かぶのは、軍事産業と原発産業です。原発も潜在的な核使用で、原発の稼働は「いざとなれば核兵器を作れる」と示すことにもなります。

「立憲主義」とは、権力に憲法で歯止めをかける、という考え方です。国民の支持があっても、やってはいけないことがあります。

私が譲れないのは「戦争してはいけない」ということです。「中には正しい戦争もある」という人がいます。何かのために命を捧げ、大義のためにたたかうのは崇高で尊いと美化し、酔ってしまう人もいます。

### 憲法が求める生き方

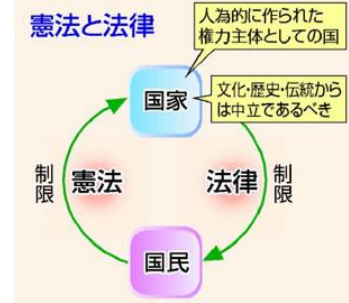
すばらしいリーダーを待望し、その人に従う。それは楽かもしれません。

憲法は法律ではありません。法の中に「憲法」と「法律」があり、国民が、権力(=国)を縛るのが憲法で、国民を縛るのが法律です。

しかし、どんな正義を掲げても戦争はしてはなりません。人殺しだからです。戦争は、人間の命を道具や手段にしています。国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和が、憲法の基本三原則ですが、その土台は立憲主義です。三原則は学校で学んでも、立憲主義は学んでいないのではないのでしょうか。

しかし、憲法は、私たち国民に「主体的に生きろ」と求めています。それが「国民主権」です。天皇主権の時代、人々は天皇と軍部の決定に従い、戦争に突入り、惨禍に巻き込まれました。今の憲法は、「自分たちで決めて行動しよう」「おかしいと気づいたことには声をあげよう」と私たちに突きつけています。

私たち国民に憲法を守る義務はなく、あるのは政治家に憲法を守る責任です。「二五条を守れ」と堂々と主張する権利が、私たち国民にはあるのです。



もうひとつの側面から見ると、憲法は、市民社会で強者が弱者に理不尽をさせないものでもあります。

### 現代版“富国強兵”へ

自民党は憲法を改正しようとしています。「天賦人権は見直す」「国防軍を作り、戦争できる国にしよう」と言っています。集団的自衛権の行使に踏み出すことを狙っています。

そのために必要なのは情報であり、その情報を隠すのが特定秘密保護法です。情報が得られなかったら、判断もできません。国民主権を形骸化するものです。

すべて国民は個人として尊重される。誰もが幸せを追い求める権利を持っています。その“プロセス”を尊重するのが幸福追求権です。誰もが人間として生きる価値があり、人はみな違い、自分と同じように自分と違うあなたも尊重しよう、というのが憲法です。

### 変えてはならない価値

人間は間違いを犯すことがあります。多数者が常に正しいわけではありません。だからこそ、多数決などで変えてはならない価値があります。それが「人権」と「平和」です。これを守る法が憲法です。



3月8日国際婦人デーに芦別市で「戦争体験者の話を聞く会」が開催されました。北海道新聞 3/11 付けに報道されたものです。

この壁新聞のコピーしたチラシをご希望の方は自由にお持ち帰りください

